

固定資産税・都市計画税等の課税誤りのお詫びについて

平素より税務行政に対しまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

この度、平成24年度善通寺市固定資産税・都市計画税の当初課税におきまして、家屋の評価額の算定を誤り、本来の評価額より低く算出されたことが判明いたしました。

常に正確・公正・公平でなくてはならない課税業務において、あってはならないミスであり、納税者の皆様、市民の皆様に多大なご迷惑をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

今回の課税誤りの原因は、善通寺市を始めとする2市3町の電算システム業務を一括して行っている中讃広域行政事務組合情報センターが、3年に一度行っている評価替えに伴う家屋の基礎データを作成する業務において、大部分の家屋に対し再建築費評点補正率を1回乗じるところ、2回乗じるところを行ったことによるものです。

今後の対応といたしましては、税額が増額になる方につきましては、随時期（納期限：平成25年2月28日）で税額調整をさせていただき、後日、変更内容を記載した更正（決定）通知書及び納付書を送付いたします。税額に変更なく、評価額のみ変更がある方につきましては、更正（決定）通知書のみ送付させていただく予定としております。

また、善通寺市の国民健康保険に加入されている皆さまにおかれましては、固定資産税額が国民健康保険税の算定要素の一つであるため、税額が増額となる場合がございます。増額となる場合には、固定資産税・都市計画税更正（決定）通知書と同時期に、第6期（納期限：平成25年1月31日）で税額調整を行った国民健康保険税更正（決定）通知書等を世帯主の方に送付させていただきます。

今後このようなトラブルが再発することがないように、中讃広域行政事務組合情報センターとしては、データ処理作業後、その処理結果が正しいものであったことの確認体制を強化します。善通寺市としては中讃広域行政事務組合情報センターに対し再発防止に向けた体制改善を強く求めるとともに、納税者の皆さま、市民の皆さまの信頼回復を図るべく、適正な税務行政の遂行に全力を尽くしてまいりますので、引き続き納税へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

善通寺市役所 税務課 固定資産税係 0877-63-6305